

議会議務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

議会議務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

議会議務局長に対する事務委任規則（平成二十一年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会議務局長への委任） 第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（一）物品の購入、修繕及び売払いの契約に関すること。</p> <p>（二）予定価格が七千円以上の物品の購入に関すること。</p> <p>（三）予定価格が七千円以上の物品の購入に関すること。</p> <p>（四）（七）（略）</p> <p>（八）（一）から（七）までに掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関すること。</p> <p>三（略）</p> <p>四 公有財産の無償による取得及び借受けに関すること。</p> <p>五 物品の取得（予定価格が七千円以上の物品の購入を除く。）及び予定価格が七千円未満の物品の処分並びに物品及び占有動産の管理及び出納通知に関すること。</p> <p>六一九（略）</p>	<p>（議会議務局長への委任） 第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（一）物品の購入及び修繕に関すること。</p> <p>（二）（略）</p> <p>（三）（六）（略）</p> <p>（七）（一）から（六）までに掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関すること。</p> <p>三（略）</p> <p>四 公有財産及び物品の無償による取得及び借受けに関すること。</p> <p>五 議会及び議会議務局の用に供する物品及び占有動産の管理に関すること。</p> <p>六一九（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。